

諮問日：令和3年11月5日（令和3年度（情）諮問第27号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（情）答申第37号）

件名：神戸家庭裁判所における特定の一般社団法人による特定の照会書及び回答書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、神戸家庭裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、神戸家庭裁判所長が令和3年9月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 特定年月日付「司法行政文書開示申出書」（本件開示申出文書）に関して、特定年月日特定時に神戸家庭裁判所総務課担当官から電話があり、特定の一般社団法人の名称を補正する旨の確認があった。
- 2 令和3年9月8日付神戸家裁特定の番号にて「司法行政文書不開示通知書」を受領した。
- 3 特定の一般社団法人から、特定年月日付神戸家庭裁判所長から特定の一般社団法人の会長に対する「照会申し入れについて（特定月日付け照会に対する回答）」の写しを受領した。よって、本件開示申出文書は存在すると考える。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかった。

2 苦情申出人は、特定の一般社団法人から特定年月日付け同法人会長名義の「照会申入書」及び特定年月日付け神戸家裁総特定の番号「照会申入れについて（特定月日付け照会に対する回答）」と題する文書の各写しを受領していることから、本件開示申出に係る文書は存在する旨を主張している。この点、苦情の申出の内容やその添付書面を踏まえて、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したところ、別紙記載3の文書については保存期間満了により廃棄済みであることが確認できた。

なお、本件開示申出に係るその余の文書については、苦情の申出の内容やその添付書面を踏まえて探索しても、廃棄に関する記録からは、廃棄していることが確認できなかった。

3 よって、本件開示申出について「不開示」とする原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記に照らし、別紙記載3の文書について「存在しない。」ではなく「保存期間を満了しており廃棄済みである。」とするのが相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月10日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ④ 同年12月14日 審議
- ⑤ 令和4年1月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 原判断庁は、本件開示申出は存在しないとして不開示としたが、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情の申出の内容やその添付書面を踏まえて、原判断庁において、本件開示申出に係る文書を探索したところ、別紙記載3の文書については保存期間満了により廃棄済みであることが確認できたが、本件

開示申出に係るその余の文書については、廃棄に関する記録からは廃棄していることが確認できなかったとのことである。この説明の内容については、当委員会庶務を通じて確認された。上記の確認の結果を踏まえれば、別紙記載3の文書については、司法行政文書として作成された後、保存期間満了により廃棄されたと推認するのが相当であり、その余の文書については、原判断庁において実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成し、又は取得した後に廃棄されたのか否かが判然としない。したがって、別紙記載3の文書については、司法行政文書として作成された後、保存期間満了により廃棄されたものとするのが相当であり、本件開示申出に係るその余の文書については、上記の確認の結果に加えて、その文書の性質等から判断すると、存在しないとする旨の最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、神戸家庭裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、神戸家庭裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を存在しないとして不開示とした原判断については、神戸家庭裁判所において、別紙記載3の文書については廃棄したと認められるので、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 特定年月日付特定の一般社団法人による「NPO法人代表に対する苦情申し入れに関する照会」の文書及び添付書面
- 2 神戸家庭裁判所として、受領して回答する旨の決定を行った文書
- 3 神戸家庭裁判所として、特定の一般社団法人に対して回答した文書

以 上